

当社は、一般社団法人投資信託協会（以下、「協会」という。）の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書（以下、「協会報告書面」という。）」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2025 年 10 月 14 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松 下 浩 一 殿

(商号又は名称) アライアンス・バーンスタイン株式会社
(代表者) 代表取締役社長 阪口 和子

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2025年8月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記 a. の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託することがあります。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年8月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	71 本	6,806,985 百万円
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	4 本	73,466 百万円
単位型公社債投資信託	—	—
合計	75 本	6,880,452 百万円

※純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表及び中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に従って作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

3. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 29 期事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 30 期事業年度に係る中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	注記 番号	第28期 (2023年12月31日現在)	第29期 (2024年12月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円
I 流 動 資 産			
預金		5,177,049	6,994,550
有価証券		2,115,792	2,154,660
前払費用		141,385	103,059
未収入金		57,243	146,802
未収委託者報酬		3,330,454	4,549,809
未収運用受託報酬		656,841	633,299
流 動 資 産 合 計		11,478,764	14,582,179
II 固 定 資 産			
有形固定資産			
建物	*2	452,223	347,853
器具備品	*2	99,762	111,047
有形固定資産合計		551,985	458,900
無形固定資産			
ソフトウェア		-	-
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,204	2,204
投資その他の資産			
投資有価証券		-	-
長期差入保証金		147,562	125,011
長期前払費用		10,842	7,347
繰延税金資産		509,936	498,399
投資その他の資産合計		668,340	630,757
固 定 資 産 合 計		1,222,529	1,091,861
資 産 合 計		12,701,293	15,674,040
(負債の部)			
I 流 動 負 債			
預り金		46,649	42,502
未払金			
未払手数料		1,554,093	2,125,315
未払委託計算費		25,161	45,413
その他未払金	*1	2,742,832	4,747,249
未払費用		174,488	190,718
未払賞与		747,465	860,336
未払法人税等		270,368	208,334
流 動 負 債 合 計		5,561,056	8,219,867
II 固 定 負 債			
退職給付引当金		493,753	494,353
関係会社長期借入金		1,903,230	2,121,660
固 定 負 債 合 計		2,396,983	2,616,013
負 債 合 計		7,958,039	10,835,880
(純資産の部)			
I 株 主 資 本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,321,662	1,273,787
利益剰余金合計		1,321,662	1,273,787
株主資本合計		4,451,662	4,403,787
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等			
その他有価証券評価差額金		291,592	434,373
評価・換算差額等合計		291,592	434,373
純 資 産 合 計		4,743,254	4,838,160
負 債 ・ 純 資 産 合 計		12,701,293	15,674,040

(2) 【損益計算書】

期 別 科 目	注記 番号	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
		金 額	金 額
		千円	千円
I 営業収益	*1		
委託者報酬		51,583,715	72,518,351
運用受託報酬		1,350,715	1,126,230
販売代行報酬		270,031	322,415
その他営業収益		△21,068,164	△31,031,861
営業収益計		32,136,297	42,935,135
II 営業経費			
支払手数料		25,363,768	35,700,498
広告宣伝費		109,896	146,871
調査費			
調査費		81,286	77,971
図書費		2,305	2,187
委託計算費		707,587	827,594
営業雑経費			
通信費		45,825	51,857
印刷費		38,093	39,999
協会費		25,481	23,564
諸会費		2,600	6,089
営業経費計		26,376,841	36,876,630
III 一般管理費	*1		
給料			
役員報酬		133,566	147,320
給料・手当		1,583,695	1,591,989
賞与		702,636	831,874
交際費		6,815	5,636
旅費交通費		36,479	59,102
租税公課		80,800	80,042
不動産賃借料		279,781	289,522
退職給付費用		124,460	147,988
固定資産減価償却費		173,854	164,603
関係会社付替費用		896,671	1,026,440
諸経費		513,684	582,502
一般管理費計		4,532,441	4,927,018
営業利益		1,227,015	1,131,487
IV 営業外収益			
受取利息		104,776	111,305
その他営業外収益		691	389
営業外収益計		105,467	111,694
V 営業外費用			
支払利息		77,392	83,047
為替差損		89,808	176,497
営業外費用計		167,200	259,544
経常利益		1,165,282	983,637
VI 特別利益			
投資有価証券売却益		2,129	97
VII 特別損失			
投資有価証券売却損		519	-
税引前当期純利益		1,166,892	983,734
法人税、住民税及び事業税		423,673	391,674
法人税等調整額		△26,841	△51,478
法人税等計		396,832	340,196
当期純利益		770,060	643,538

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 231,916	△ 231,916	△ 231,916	-	△ 231,916
当期純利益	-	-	770,060	770,060	770,060	-	770,060
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	90,319	90,319
当期変動額合計	-	-	538,144	538,144	538,144	90,319	628,463
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 691,413	△ 691,413	△ 691,413	-	△ 691,413
当期純利益	-	-	643,538	643,538	643,538	-	643,538
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	142,781	142,781
当期変動額合計	-	-	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,906
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額（以下「NAV」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 12 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 (2023年12月31日 現在)	第29期 (2024年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他未払金 2,073,675千円	その他未払金 3,132,378千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 650,573千円	建物 754,943千円
器具備品 312,754千円	器具備品 347,496千円

(損益計算書関係)

第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。
その他営業収益 △21,068,164千円	その他営業収益 △31,031,861千円
関係会社付替費用 896,671千円	関係会社付替費用 1,026,440千円
支払利息 77,392千円	支払利息 83,047千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 231,916千円

1株当たりの配当額 7,114円

基準日 2022年12月31日

効力発生日 2023年 6月30日

第29期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 691,413千円

1株当たりの配当額 21,209円

基準日 2023年12月31日

効力発生日 2024年 6月28日

(リース取引関係)

第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)		第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1 年内	226,714千円	1 年内	226,714千円
1 年超	806,091千円	1 年超	579,377千円
合計	1,032,805千円	合計	806,091千円

(金融商品関係)

第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第28期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,903,230	1,858,113	-45,117
負債計	1,903,230	1,858,113	-45,117

- （注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- （2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- （1）時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- （2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	1,858,113	-	1,858,113
負債計	-	1,858,113	-	1,858,113

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	1,903,230	-
合計	-	-	-	-	1,903,230	-

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期（2024年12月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,121,660	2,038,559	-83,101
負債計	2,121,660	2,038,559	-83,101

- (注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	2,038,559	-	2,038,559
負債計	-	2,038,559	-	2,038,559

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（注2）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	2,121,660	-	-
合計	-	-	-	2,121,660	-	-

（有価証券関係）

第28期（2023年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

（注）有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
① 国債・地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	95,012	2,129	-519
合計	95,012	2,129	-519

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
① 国債・地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	2,081	97	-
合計	2,081	97	-

(退職給付関係)

第28期 (自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日)	第29期 (自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日)
1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付制度	2. 確定給付制度
(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金 439,844 千円	期首における退職給付引当金 493,753 千円
退職給付費用 74,594 千円	退職給付費用 81,875 千円
退職給付の支払額 20,685 千円	退職給付の支払額 81,275 千円
期末における退職給付引当金 493,753 千円	期末における退職給付引当金 494,353 千円
(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表	(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務 -	積立型制度の退職給付債務 -
年金資産 -	年金資産 -
非積立型制度の退職給付債務 493,753 千円	非積立型制度の退職給付債務 494,353 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額 493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額 494,353 千円
退職給付引当金 493,753 千円	退職給付引当金 494,353 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額 493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額 494,353 千円
(3) 退職給付に関連する損益	(3) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 74,594 千円	簡便法で計算した退職給付費用 81,875 千円
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,310千円でありました。	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。

(税効果会計関係)

第28期 (2023年12月31日現在)		第29期 (2024年12月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払事業税否認	9,303	未払事業税否認	8,915
未払費用否認	53,860	未払費用否認	58,830
親会社持分報酬制度負担額	62,367	親会社持分報酬制度負担額	51,232
賞与引当金損金算入限度超過額	207,756	賞与引当金損金算入限度超過額	238,884
貯蔵品	851	貯蔵品	1,234
減価償却超過額	156,670	減価償却超過額	181,609
退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,405
原状回復費用否認	42,979	原状回復費用否認	50,933
長期繰延資産（移転支援金）	-	長期繰延資産（移転支援金）	-
その他	△130,092	その他	△191,710
繰延税金資産小計	552,915	繰延税金資産小計	549,332
将来減算一時差異における評価性引当額	△42,979	将来減算一時差異における評価性引当額	△50,933
繰延税金資産計	<u>509,936</u>	繰延税金資産計	<u>498,399</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6 %	法定実効税率	30.6 %
(調整)		(調整)	
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.8
評価性引当額取崩し	0.6	評価性引当額	0.8
その他	0.4	その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>34.0 %</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>34.6 %</u>

(資産除去債務関係)

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)
第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)	
委託者報酬	51,583,715
運用受託報酬	1,350,715
販売代行報酬	270,031
その他営業収益	△ 21,068,164
合計	32,136,297

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第29期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)	
委託者報酬	72,518,351
運用受託報酬	1,126,230
販売代行報酬	322,415
その他営業収益	△ 31,031,861
合計	42,935,135

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(関連当事者情報)
第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等										
種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,636,007 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△21,068,165	未払金	2,073,675
							諸経費の支払	896,671		

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	1,903,230
							支払利息	77,392	その他未払金	21,305

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	5,049,135 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△31,131,136	未払金	3,132,378
							諸経費の支払	1,026,440		

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	191,484 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	2,121,660
							支払利息	83,047	その他未払金	23,985

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	51,583,715	1,350,715	270,031	△21,068,164	32,136,297

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
52,972,507	△21,101,412	265,202	32,136,297

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△21,101,412千円となります。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	72,518,351	1,126,230	322,415	△31,031,861	42,935,135

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
73,743,856	△31,126,478	317,757	42,935,135

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△31,126,478千円となります。

(1株当たり情報)

項 目	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	145,498 円 59 銭	148,409 円 82 銭
1株当たり当期純利益	23,621 円 48 銭	19,740 円 42 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
当期純利益 (千円)	770,060	643,538
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	770,060	643,538
期中平均株式数 (株)	32,600	32,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第 30 期中間会計期間
2025 年 6 月 30 日現在
(単位：千円)

資産の部		
流動資産		
預金		5,750,273
有価証券		2,022,055
未収入金		122,305
未収委託者報酬		4,107,015
未収運用受託報酬		225,939
その他		79,885
流動資産合計		12,307,472
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2	295,668
器具備品	※ 2	137,085
無形固定資産		
2,204		
投資その他の資産		
長期差入保証金		114,702
繰延税金資産		404,024
その他		6,245
固定資産合計		959,928
資産合計		13,267,400
負債の部		
流動負債		
預り金		43,890
未払金		
未払手数料		1,947,344
その他未払金		3,320,983
未払消費税等	※1	820,170
未払費用		168,096
未払法人税等		32,690
賞与引当金		406,395
流動負債合計		6,739,568
固定負債		
退職給付引当金		484,644
関係会社長期借入金		1,950,008
固定負債合計		2,434,652
負債合計		9,174,220
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,630,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金合計		1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		650,430
利益剰余金合計		650,430
株主資本合計		3,780,430
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		312,750
評価・換算差額等合計		312,750
純資産合計		4,093,180
負債・純資産合計		13,267,400

(2) 中間損益計算書

第 30 期中間会計期間
自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 6 月 30 日
(単位：千円)

営業収益		
委託者報酬		40,747,744
運用受託報酬		447,937
その他営業収益	※1	△17,989,964
営業収益合計		23,205,717
営業費用		
支払手数料		20,009,238
その他		568,620
営業費用合計		20,577,858
一般管理費	※2	2,484,575
営業利益		143,284
営業外収益	※3	202,657
営業外費用	※4	40,048
経常利益		305,893
特別損失		
固定資産除却損		351
税引前中間純利益		305,542
法人税、住民税及び事業税		1,674
法人税等調整額		148,052
中間純利益		155,816

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10 年
器具備品	3～10 年

（2）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（2）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（1）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額（以下「NAV」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座の NAV 等に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（3）成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 12 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

※2 第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	807,129 千円
器具備品	363,055 千円

(中間損益計算書関係)

※1 その他営業収益のうち、△18,142,642 千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。

※2 第30期中間会計期間(自2025年1月1日至2025年6月30日)の有形固定資産の減価償却実施額は、86,815 千円であります。

※3 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 40,954 千円及び為替差益 161,166 千円となります。

※4 営業外費用につきましては、支払利息 40,048 千円となります。

(リース取引関係)

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

オペレーティング・リース取引(借主側)のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

1 年内	226,714 千円
1 年超	484,912 千円
合計	<u>711,626 千円</u>

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第 30 期中間会計期間末（2025 年 6 月 30 日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,950,008	1,904,174	-45,834
負債計	1,950,008	1,904,174	-45,834

- (注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により
算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを
用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当ありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル 1 (千円)	レベル 2 (千円)	レベル 3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	1,904,174	-	1,904,174
負債計	-	1,904,174	-	1,904,174

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- (1) 関係会社長期借入金
関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル 2 の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	1,950,008	-	-
合計	-	-	-	1,950,008	-	-

(有価証券関係)

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

有価証券のうち2,022,055千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としております。

(資産除去債務関係)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日至2025年6月30日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日至2025年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

委託者報酬	40,747,744
運用受託報酬	447,937
販売代行報酬	152,678
その他営業収益	△18,142,642
合計	23,205,717

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第 30 期中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	40,747,744 千円
運用受託報酬	447,937 千円
販売代行報酬	152,678 千円
その他営業収益	△18,142,642 千円
合計	<u>23,205,717 千円</u>

（2）地域ごとの情報

①営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	41,195,681 千円
米国	△18,162,960 千円
その他	172,996 千円
合計	<u>23,205,717 千円</u>

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書に計上された営業収益の 10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）であり、当該顧客に対する営業収益は △18,162,960 千円であります。

(1 株当たり情報)

第 30 期中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1 株当たり純資産額	125,557 円 67 銭
1 株当たり中間純利益	4,779 円 62 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	155,816 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	155,816 千円
期中平均株式数	32,600 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 9 月 12 日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久保直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 30 期事業年度の中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

公開日 2025 年 10 月 14 日
作成基準日 2025 年 9 月 12 日

本店所在地 東京都千代田区内幸町 2 丁目 1 番 6 号
日比谷パークフロント 14 階
お問い合わせ先 ファイナンス部